

# 医療費助成制度のご案内

～ 20 歳を迎える小児慢性特定疾病医療受給者のみなさまへ～

小児慢性特定疾病医療受給者証は、20 歳誕生日の前日で有効期間が満了となります。

20 歳以降は、他の医療費助成を受けられる場合もありますが、助成内容や認定基準が異なるためそれぞれ申請して認定を受ける必要があります。

詳しくは、広島県ホームページ（⇒裏面）等をご確認の上、主治医とご相談ください。

※ 特定医療費（指定難病）医療費助成制度と先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の概要は次のとおりです。

## I 特定医療費（指定難病）医療費助成制度

### 【対象疾病】

348 疾病 ※詳細は、難病情報センターホームページ（⇒裏面）を参照。

### 【対象者】

広島県内（広島市を除く）に住民登録がある方で、(1) (2) 両方の要件を満たす方。

(1) 指定難病に罹患している方（国の定めた「診断基準」を満たす方）

(2) 次のいずれかに該当する方

a 病状が一定の基準を満たす方（国の定めた「重症度分類」を満たす方）

b 上記 a には該当しないが、「軽症高額」に該当する方

#### 《軽症高額の基準》

重症度分類は満たさないが、指定難病に係る医療費総額（10 割）が 33,330 円を超える月が、申請日の属する月を含む 12 か月以内に 3 回以上ある方（小児慢性特定疾病の医療費を含む）

### 【申請方法】

次の順に申請を行ってください。 ※詳細は、広島県ホームページ（⇒裏面）を参照。

- ① 難病指定医に「臨床調査個人票（診断書）」の作成を依頼
- ② 申請に必要な書類準備 及び 申請書の記入
- ③ 申請書一式を、住所地を管轄する保健所（⇒裏面）へ提出

## II 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

### 【対象疾病】

12 疾病 （血友病 A、血友病 B、フォン・ヴィルブランド病などの先天性血液凝固因子障害）

### 【対象者】

広島県内に住民登録がある 20 歳以上の方で、(1) (2) 両方の要件を満たす方。

(1) 対象疾患に罹患している方

(2) 国民健康保険などの公的医療保険に加入している方

### 【申請方法】

次の順に申請を行ってください。 ※詳細は、広島県ホームページ（⇒裏面）を参照。

- ① 主治医に「診断書（様式は任意）」の作成を依頼
- ② 申請に必要な書類準備 及び 申請書の記入
- ③ 申請書一式を、広島県庁 健康福祉局 疾病対策課（⇒裏面）へ提出

※ 申請は、20 歳の誕生日の 2 か月前から受付可。（その場合、認定開始日は 20 歳の誕生日から。）

## 申請書の提出先・お問い合わせ先

### I 特定医療費(指定難病)医療費助成制度

| お住まいの市町                               | 提出先                                     | 所在地 / 電話                                                  |
|---------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 大竹市、廿日市市                              | 西部保健所<br>(保健課)                          | 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68<br>TEL (0829) 32-1181             |
| 安芸高田市、府中町<br>海田町、熊野町、坂町<br>安芸太田町、北広島町 | 西部保健所 広島支所<br>(保健課)                     | 〒730-0011 広島市中区基町 10-52<br>農林庁舎 1 階<br>TEL (082) 513-5526 |
| 呉市                                    | 呉市保健所 (地域保健課)<br>※各保健出張所等でも受付けます。       | 〒737-0041 呉市和庄 1-2-13<br>TEL (0823) 25-3525               |
| 江田島市                                  | 西部保健所 呉支所<br>(厚生保健課)                    | 〒737-0811 呉市西中央 1-3-25<br>TEL (0823) 22-5400              |
| 竹原市、東広島市<br>大崎上島町                     | 西部東保健所<br>(保健課)                         | 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10<br>TEL (082) 422-6911           |
| 三原市、尾道市<br>世羅町                        | 東部保健所<br>(保健課)                          | 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12<br>TEL (0848) 25-2011              |
| 福山市                                   | 福山市保健所 (保健予防課)<br>※各支所 (保健福祉課) でも受付けます。 | 〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22<br>TEL (084) 928-1127           |
| 府中市、神石高原町                             | 東部保健所 福山支所<br>(保健課)                     | 〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1<br>TEL (084) 921-1311              |
| 三次市、庄原市                               | 北部保健所<br>(保健課)                          | 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1<br>TEL (0824) 63-5181             |

### II 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

|                                                            |                                               |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 広島県 健康福祉局 <small>しっぺいたいさくか しっぺいたいさく</small> 疾病対策課 疾病対策グループ | 〒730-8511 広島市中区基町 10-52<br>TEL (082) 513-3070 |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|

#### 広島県ホームページ

【健康・福祉・子育て＞疾病対策課＞難病対策】

- ・特定医療費（指定難病）助成制度及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する各種申請様式及び詳細を掲載しています。

広島県 難病



スマートフォンの方はこちら

#### 難病情報センター

- ・特定医療費（指定難病）助成制度の対象疾病及び臨床調査個人票については、こちらを参照してください。

難病情報センター



スマートフォンの方はこちら